

令和7年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年10月1日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和7年度 定期監査（第1期）

期日 令和7年4月2日（水）～令和7年7月28日（月）

範囲 令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

教育委員会事務局

| 報告対象 課室所等 | | 指摘・要望事項 | 措置を講じた事項 |
|---------------|-------|-----------------------------------|--|
| 教育 総務 部 | 図書館課 | ①契約事務 委託契約の着手届、工程表の決裁が完了していない。 | ①速やかに事務処理を行うとともに、課内で事務改善について共有した。 |
| | 大森図書館 | ①契約事務 委託契約の検査調書を財政課に合議していない。 | ①財政課との合議を行い、改善した。 今後は事務決裁規程をよく確認し、合議漏れの無いようチェックを徹底する。 |